

浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 浜松市は、浜松市市民協働推進条例（平成15年浜松市条例36号。以下「条例」という。）第11条第6項に規定する助成について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附者 条例第11条第1項に規定する浜松市市民協働推進基金（以下「基金」という。）の趣旨に賛同して行われた現金による寄附を行う者をいう。
- (2) 補助 基金の設置目的を達成するための経費に充てる場合に処分された基金の額を財源として、市民活動団体（以下「団体」という。）のうち市長がこの要綱により定めるものに対して、はままつ夢基金事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付により助成することをいう。
- (3) 前各号で定めるもののほか、この要綱で使用する用語は、条例で使用する用語と同一のものとする。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体のうち、あらかじめ基金へ登録された団体とする。

- (1) 社会貢献活動を行うことを主たる目的とする団体であって、継続性を持っていること。
- (2) 浜松市内に事務所を有し、浜松市内を活動の拠点としていること。
- (3) 構成員は10人以上であること。
- (4) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。
- (6) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (7) 規約、会則、定款又はこれらに類する書類を有していること。
- (8) 市税の未納がないこと。
- (9) 暴力団、暴力団員等、暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと及びこれらのいずれかが役員等となっている法人その他の団体ではないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「団体支援補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。ただし、第1号、第4号又は第5号の要件を満たしていない事業であっても、基金の設置目的に合致しているものとして市長が認める事業については、補助の対象とする。

- (1) 浜松市内において実施するものであること。
- (2) 福祉、環境、文化、スポーツ、子どもの健全育成その他の社会貢献に係る分野のもので

あること。

- (3) 営利を目的としないものであること。
- (4) 市民を主たる対象とするものであること。
- (5) 団体を構成する者のみを対象とするものでないこと。
- (6) 補助金の交付を受けようとする年度に本市からの別の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、補助対象事業の遂行に係る経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、団体ごとに集まった寄附金額の合計の範囲内の額とする。

(登録)

第7条 補助を受けようとする団体は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第8条 前条の登録を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 浜松市はままつ夢基金団体登録申請書（第1号様式）
- (2) 登録団体概要書（第2号様式）
- (3) 活動予算書（第3号様式）
- (4) 当該年度の事業計画書
- (5) 規約、会則、定款又はこれらに類する書類の写し
- (6) 最新の役員名簿及び構成員の名簿
- (7) 直近2か年度の事業報告書
- (8) 直近2か年度の活動計算書、貸借対照表など経営状況のわかる資料

2 前条に規定する申請書の提出時において、前項第4号から第8号に規定する書類及び同等の書類が、次の各号に掲げる法人又は団体が登録又は認定を受ける際に市長に提出した書類と重複する場合は、それらの書類の提出を省略することができる。

- (1) 浜松市内にのみ事務所を置く特定非営利活動法人
- (2) 浜松市市民協働センター管理要綱の規定により、認定を受けた団体

(登録の実施等)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、条例第12条に規定する浜松市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の審査を経た上で、当該申請を提出した団体について、第3条に規定する要件を満たしている団体（以下「登録対象団体」という。）であるかを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録対象団体とすることを決定したときは浜松市はままつ夢基金団体登録決定通知書（第4号様式）により、登録対象団体としないことを決定したときは浜松市はままつ夢基金団体登録申請却下通知書（第5号様式）により、当該決定に係る団体に対してその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録対象団体を決定したときは、浜松市はままつ夢基金団体登録簿（以下「登録簿」という。）に登録し、その内容を公表するものとする。

（登録の変更）

第10条 前条の規定により登録対象団体として登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、第8条第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する書類の内容に変更があったときは、浜松市はままつ夢基金団体登録変更届（第6号様式）に変更内容が分かる書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

（登録の取消申出）

第11条 登録団体は、第3条に規定する要件を満たさなくなったとき又は登録の取消しを申し出るときは、浜松市はままつ夢基金団体登録取消申出書（第7号様式）を市長に届け出なければならない。

（事業計画書等の提出）

第12条 登録団体は、毎事業年度（事業年度を設けていない場合にあっては、毎年）初めの3月を経過した日から起算して1週間を経過する日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 浜松市はままつ夢基金登録団体事業計画書等提出書（第8号様式）
- (2) 活動予算書（第3号様式）
- (3) 当該年度の事業計画書
- (4) 前事業年度の事業報告書
- (5) 前事業年度の活動計算書、貸借対照表など経営状況のわかる資料

2 前項に規定する事業計画書等の提出時において、前項第3号から第5号に規定する書類及び同等の書類が、第8条第2項に掲げる法人又は団体が登録又は認定を受ける際に市長に提出した書類と重複する場合は、それらの書類の提出を省略することができる。

（登録の取消し）

第13条 市長は、登録団体が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき
- (2) 偽りその他不正の手段により登録されたと判明したとき
- (3) 第11条に規定する取消申出書の提出があったとき
- (4) 第12条に規定する事業計画書等を提出しなかったとき
- (5) 浜松市補助金交付規則第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (6) その他市長が特に必要があると認めるとき

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅延なく、その旨を浜松市はままつ夢基金団体登録取消通知書（第9号様式）により当該登録団体に通知する。

3 市長は、第1項の規定により登録を取り消したときは、登録簿から当該登録団体を抹消する。

（寄附者の希望等）

第14条 寄附者は、登録団体の中から支援したい団体を希望した寄附（以下「希望寄附」という。）をすることができるものとする。

2 前項に該当しない寄附金は、市内の市民活動を広く支援するための寄附（以下「一般寄附」という。）として扱うものとする。

（寄附金の受入れ）

第15条 寄附者は、原則として、市が定める納付書又ははままつスマート申請におけるクレジットカード決済により寄附を行うものとする。

2 寄附金の受付窓口は、市指定金融機関、市指定代理金融機関又は市収納代理金融機関とする。

（寄附金の不還付）

第16条 基金に納付された寄附金は、いかなる場合も返還しない。

（基金の処分）

第17条 基金は、条例第11条第5項の規定に基づく経費に充てる場合に限り処分することができるものとする。

2 前項の規定に基づく事業を実施するに当たっては、第14条第1項に規定する寄附者の希望に応じて行われるよう配慮するものとする。

3 基金の処分に係る金額は、毎年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（処分における配慮）

第18条 前条第2項の規定による配慮は、当該寄附のあった日の属する年度から起算して3年目の年度までの間、行うものとする。

（希望寄附を一般寄附として扱う場合）

第19条 希望寄附について、前条の規定による配慮をしたにもかかわらず、当該期間内に寄附目的に応じた処分ができなかった場合は、一般寄附として扱うものとする。

2 前条の規定に関わらず、登録団体が登録を取り消された場合及び補助金交付の申請を取下げた場合は、当該団体に対する希望寄附を一般寄附として扱うものとする。

（事業の提案等）

第20条 団体支援補助事業へ提案しようとする団体（以下「提案団体」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）浜松市はままつ夢基金事業費補助金事業提案書（第10号様式）

（2）事業収支予算書（第11号様式）

（3）市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（第12号様式）（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）

（候補事業の検討）

第21条 市長は、前条の規定による事業提案があったときは、当該団体を招集した上で委員会に審議を求め、その意見を踏まえて補助金交付予定事業を決定し、提案団体に選考結果通知書（第13号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、提案された事業が次の各号に掲げる事業のいずれかに該当する場合は、当該団体の招集を省略し、委員会に審議を求めることができる。

- (1) 補助金の交付申請額が15万円以下の事業
- (2) 過去に採択されたことがある事業

(補助金の交付申請)

第22条 前条の規定により補助金交付予定事業の決定を受けた団体は、補助金の交付の申請をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付申請書（第14号様式）
- (2) 事業計画書（第15号様式）
- (3) 事業収支予算書（第11号様式）

(交付決定等)

第23条 市長は、前条の規定による申請があったときはこれを審査し、当該申請が適当であると認めたときは補助金の交付を決定し、浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付決定通知書（第16号様式）により、補助金交付の決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、これを公表するものとする。

(交付の条件)

第24条 次の各号に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助金は、当該補助対象事業の目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助対象事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業を中止し、又は廃止（第13条に規定する登録の取消しによる場合を含む。）する場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。
- (6) 第1号から第5号までにより付した条件に違反した場合には、補助金の全額又は一部を市に納付させる場合がある。

(軽微な変更)

第25条 前条第2号に定める軽微な変更とは、次の各号に掲げるいずれかに該当する変更をいう。

- (1) 補助金交付決定額の20パーセント以下の減額
- (2) 内容の変更にあっては、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更にあって、補助金交付決定額に変更を生じないもの又は変更を生じる補助金交付決定額が補助金交付決定額の20パーセント以内であるもの
- (3) 経費の配分の変更にあっては、経費の中の費目相互間における流用であって、その額が

いずれか少ない費目の額の20パーセント以内の変更であるもの
(変更の承認申請等)

第26条 補助団体は、第24条第2号の規定による承認を受けようとするときは、速やかに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 浜松市はままつ夢基金事業費補助金変更承認申請書(第17号様式)
- (2) 変更事業計画書(第15号様式)
- (3) 変更事業収支予算書(第11号様式)

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに、当該変更申請内容を審査し、浜松市はままつ夢基金事業費補助金変更承認通知書(第18号様式)により通知するものとする。

(交付申請の取下げ等)

第27条 補助団体は、第24条第4号の規定による承認を受けようとするときは、速やかに、浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付申請取下届(第19号様式)により届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに、当該申請内容を審査し、浜松市はままつ夢基金事業費補助金取下承認通知書(第20号様式)により通知するものとする。

3 前項の規定により交付申請の取下げを承認した場合において、補助事業の当該取下げに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第28条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数表に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)により定める期間を勘案し市長が定める期間とする。

(実績報告)

第29条 補助団体は、補助事業が完了したときは、速やかに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 浜松市はままつ夢基金事業費補助金実績報告書(第21号様式)
- (2) 事業収支決算書(第11号様式)
- (3) 領収書等の支出状況のわかる資料

2 市長は、前項の実績報告を受けたときは、その内容を公表するものとする。

(補助金の額の確定)

第30条 市長は、前条の規定により提出された浜松市はままつ夢基金事業費補助金実績報告書等を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付確定通知書(第22号様式)により当該団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第31条 前条の規定により補助金の交付確定を受けた団体は、補助金を受けようとするときは、請求書(第23号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払の承認申請等)

第32条 第21条の規定により補助金交付予定事業の決定を受けた団体は、規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金の交付申請時に、浜松市はままつ夢基金事業費補助金概算払承認申請書(第24号様式)にて概算払の承認申請を併せて行い、資金状況調(第25号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された概算払承認申請書等の提出を受け、概算払の必要があると認めたときは、浜松市はままつ夢基金事業費補助金概算払承認通知書(第26号様式)により補助団体に通知するものとする。

(概算払の請求)

第33条 補助団体は、前条による浜松市はままつ夢基金事業費補助金概算払承認通知書を受領した場合は、概算払請求書(第23号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第34条 市長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第23条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 規則第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書(第27号様式)により通知するものとする。

第35条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金に適用する。

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の浜松市はままつ夢基金事業費補助金交

付要綱の規定に基づいてされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

- 3 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度までの補助金に適用する。
- 4 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和8年度までの補助金に適用する。
- 5 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和8年度までの補助金に適用する。

第 1 号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

団 体 名

代表者職・氏名

(署名又は記名押印をしてください)

電 話

浜松市はままつ夢基金団体登録申請書

浜松市はままつ夢基金事業費補助金の補助対象団体として登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、当団体は、浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付要綱第 3 条に規定する要件を満たしています。

記

(フリガナ)			
1 団体名			
(フリガナ)			
2 代表者氏名			
3 主たる事務所の所在地	〒 ー		
4 連絡先 (※公開用の連絡先を記入すること)	電 話 : FAX : メー ル :		
5 設立年月日	年 月 日	6 活動地域	
7 会報等の発行	無・有 (回発行)	8 会員数	人
9 ホームページ			
10 事業年度	月 日 から 月 日 まで		

※担当者 (本申請について問合せをしたときに対応できる方)

(フリガナ)		電 話	
担当者名		メー ル	

1 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

- ☐ 浜松市はままつ夢基金事業費補助金要綱第3条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

2 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

- ☐ 浜松市はままつ夢基金事業費補助金の団体登録申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

（1）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者
- ・（法人その他の団体の場合）上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれら準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（2）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

（添付書類）

- ☐ 登録団体概要書（第2号様式）
- ☐ 活動予算書（第3号様式）
- ☐ 当該年度の事業計画書
- ☐ 規約、会則、定款、又はこれらに類する書類の写し
- ☐ 最新の役員名簿及び構成員の名簿
- ☐ 直近2か年度の事業報告書
- ☐ 直近2か年度の活動計算書、貸借対照表など経営状況のわかる資料

登録団体概要書

1 団体名	
2 種類	☐ 特定非営利活動法人 ☐ 任意団体 ☐ その他（ ）
3 主な活動分野	☐ 福祉 ☐ 環境 ☐ 文化 ☐ スポーツ ☐ 子どもの健全育成 ☐ その他の社会貢献に係る分野（ ）
4 団体の目的 ※定款等に記載の目的を記載	
5 団体の活動	① 団体の活動概要
	② 主な活動実績
	③ 特に力を入れている事業について i 実施事業 ii 認識している地域課題、実施事業の必要性 iii 実施事業の目標、成果の確認方法 iv 今後の方向性
6 他組織との協働等の実績	① 他組織から受けた助成金、物品等の支援の主な実績 (例) ○○助成金、○○補助金
	② 他のNPO・市民活動団体、企業、行政等との主な協働実績
7 情報公開について	① 活動内容の報告方向 (例) 団体公式HP・SNS・ブログを利用、活動報告会を実施、現場見学会を実施
	② 寄附を受けた場合、寄附者への活動報告の方法 (例) 実施活動の報告書を送付、会報・メールマガジンを送付、活動見学会へ招待
8 寄附金募集方法・計画	
9 目標寄附額	円（1事業年度間）
10 寄附金で実施したい事業	<寄附金の使途> (例) ○○円の寄附で ～ ○○の作成 ○○○円の寄附で ～ ○○の教材の購入

活動予算書

年 月 日 から 年 月 日 まで

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
経常収益計			
II 経常費用			
1 事業費			
事業費計			
2 管理費			
管理費計			
経常費用計			
当期正味財産増減額			
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額			

(事業費の内訳)

事業費の区分は以下のとおりです。

(単位:円)

科 目	事業費	事業費	事業費	事業費計
合 計				

第4号様式

第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市はままつ夢基金団体登録決定通知書

年 月 日に申請のありました浜松市はままつ夢基金団体登録について、
貴団体を浜松市はままつ夢基金団体登録簿に登録することを決定しましたので通知します。

第 5 号様式

第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市はままつ夢基金団体登録申請却下通知書

年 月 日に申請のありました浜松市はままつ夢基金団体登録について、
貴団体の申請は却下することを決定しましたので通知します。

記

却下の理由：

第 6 号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

団 体 名

代表者職・氏名

(署名又は記名押印をしてください)

電 話

浜松市はままつ夢基金団体登録変更届

下記のとおり、登録した内容に変更が生じたので届け出ます。

記

1 変更事項		
2 変更内容	変更前 (旧)	変更後 (新)
3 変更年月日	年 月 日	

※変更内容が分かる書類を添付してください。

第 7 号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

団 体 名

代表者職・氏名

(署名又は記名押印をしてください)

電 話

浜松市はままつ夢基金団体登録取消申出書

年 月 日付け 第 号により、浜松市はままつ夢基金団体登録の決定を受けましたが、下記のとおり登録の取消しを申し出ます。

記

1 団体名	
2 取消しの 申出理由	

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

団 体 名

代表者職・氏名

(署名又は記名押印をしてください)

電 話

浜松市はままつ夢基金登録団体 事業計画書等提出書

下記のとおり提出します。

記

1 提出書類

①	活動予算書 (第 3 号様式)
②	当該年度の事業計画書
③	前事業年度の事業報告書
④	前事業年度の活動計算書、貸借対照表など経営状況のわかる資料

2 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意 (同意する場合は下記に☑を記入)

☐ 浜松市はままつ夢基金事業費補助金要綱第 3 条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

3 暴力団排除に関する誓約 (誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入)

☐ 浜松市はままつ夢基金事業費補助金への団体登録にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団 (浜松市暴力団排除条例 (平成 2 4 年浜松市条例第 8 1 号。以下「条例」という。) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)
- ・暴力団員等 (条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者
- ・(法人その他の団体の場合) 上記 3 点に掲げる者のいずれかが役員等 (無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれら準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。) となっている法人その他の団体

(2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

※担当者 (本提出について問合せをしたときに対応できる方)

(フリガナ)		電 話	
担当者名		メー ル	

第 9 号様式

第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市はままつ夢基金団体登録取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した浜松市はままつ夢基金団体登録について、下記のとおり取り消すとともに、当該団体を浜松市はままつ夢基金団体登録簿より抹消します。

記

1 団体名	
2 取消理由	

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

団 体 名

代表者職・氏名

(署名又は記名押印をしてください)

電 話

浜松市はままつ夢基金事業費補助金事業提案書

下記のとおり、事業を提案します。

記

1 事業の概要

① 事業名	
② 実施時期	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
③ 実施場所	
④ 対象	
⑤ 事業費総額	円
⑥ 事業内容	

2 目的 (何のために当該事業を実施したいのかを記入)

① 地域の課題	
② 事業の目的・必要性	
③ 事業の先進性と独自性	

3 実施方法（どのように事業を実施するのか記入）

① 人員配置・ 役割分担	
② スケジュール	

4 目標と効果（その事業によって市民がどのような効果を受けるのかを記入）

① 事業の目標	
② 効果の 確認方法	
③ 目標達成の ための工夫	
④ 事業後の展開	

5 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

- ☐ 浜松市はままつ夢基金事業費補助金要綱第4条別表の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

6 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

- ☐ 浜松市はままつ夢基金事業費補助金の申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者
- ・（法人その他の団体の場合）上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれら準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

7 給与所得者を雇用する事業者の確認（いずれか該当するものに☑を記入）

- ☐ 給与所得者を雇用する事業者ではありません。
- ☐ 給与所得者を雇用する事業者です。→ 給与所得者を雇用する事業者である場合の添付書類を提出。

（添付書類）

- ☐ 事業収支予算書（第11号様式）

（給与所得者を雇用する事業者である場合）

- ☐ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（第12号様式）

第 1 1 号様式

事業収支予算書（変更事業収支予算書・事業収支決算書）

1 収入の部

（単位：円）

項目	変更予算額 ・決算額 (A)	予算額 (B)	比較 (マイナスは△で表記) (A)－(B)	備 考
自己資金				
夢基金補助金				
合計				

2 支出の部

（単位：円）

項目	変更予算額 ・決算額 (A)	予算額 (B)	比較 (マイナスは△で表記) (A)－(B)	備 考
合計				

※収入と支出の合計は、同額となるようにしてください。

※決算書として提出する場合は、領収書等の支出状況の分かる書類を添付してください。

第 1 2 号様式

市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書
(市民協働・地域政策課 浜松市はままつ夢基金事業費補助金申請用)

年 月 日 提出

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

申請者

氏名又は名称

代表者職氏名

連絡先担当者 (氏名) (電話)

当事業所が特別徴収を実施していない理由は下記のとおりです。
なお、下記の理由に該当しなくなった場合は、遅滞なく特別徴収への切替を申請いたします。

記

在 職 者 内 訳	特別徴収を実施していない理由	対象者氏名	生年月日	対象者氏名	生年月日
	1 給与が少なく税額が引けない				
	2 給与の支払が不定期				
	3 乙欄給与 又は 他事業所で特別徴収されている				
	4 事業専従者 (個人事業所のみ該当)				
	5 上記1～4に該当しない 総従業員数が2人以下				
	6 その他 ()				

所管課記入欄	担当者名	電話番号
上記記載内容について確認をお願いします。		
市民税課確認欄	担当者名	電話番号
上記記載内容に誤りはありません。		

第 1 3 号様式

第 号
年 月 日

様

浜松市長

選考結果通知書

年 月 日付けで提案のあった浜松市はままつ夢基金事業費補助金（団体
支援補助事業）について、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 提案事業名	
2 団体名	
3 選考結果	補助金交付予定事業として 採択 ・ 不採択 します。
(不採択の場合) 4 理 由	
5 その他 特記事項	

第 1 4 号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

団 体 名

代表者職・氏名

(署名又は記名押印をしてください)

電 話

浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付申請書

下記のとおり、 年度浜松市はままつ夢基金事業費補助金（団体支援補助事業）の
交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名	
2 交付申請額	円
3 実施時期	年 月 日 から 年 月 日まで

※本申請事業は、当該補助金の交付を受けようとする年度に、浜松市からの別の補助金等
の交付を受けていない事業であることを申し添えます。

(添付書類)

- ☐ 事業計画書（第 1 3 号様式）
- ☐ 事業収支予算書（第 9 号様式）

第 1 5 号様式

事業計画書（変更事業計画書）

1 事業名	
2 実施時期	年 月 日 から 年 月 日まで
3 実施場所	
4 対象	
5 事業の目的	
6 事業の内容	
7 期待される 効果	

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった浜松市はままつ夢基金事業費補助金（団体支援補助事業）について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 事業名								
2 交付決定金額	金	百万	拾万	万	千	百	拾	円
						0	0	0

3 条 件

- (1) 補助金は、当該補助対象事業の目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助対象事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 1 0 年間保存すること。
- (6) 交付の条件に違反した場合には、補助金の全額又は一部を市に納付すること。
- (7) 事業完了後、速やかに指定する様式により実績報告書を市長に提出すること。
- (8) 浜松市補助金交付規則に基づくこと。
- (9) 規則第 1 7 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 1 8 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (10) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損元金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 1 8 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第 1 7 号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

団 体 名

代表者職・氏名

(署名又は記名押印をしてください)

電 話

浜松市はままつ夢基金事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた
浜松市はままつ夢基金事業費補助金（団体支援補助事業）に係る事業を次のとおり変更し
たいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名		
2 変更理由		
3 変更内容	変更前	変更後
4 変更後に交付を受けようとする補助金の額	円	

(添付書類)

- ☐ 変更事業計画書（第 1 5 号様式）
- ☐ 変更事業収支予算書（第 1 1 号様式）

第 18 号様式

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市はままつ夢基金事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった浜松市はままつ夢基金事業費補助金（団体支援補助事業）について、年 月 日付け浜松市指令 第 号にて決定した内容を申請のとおり変更決定いたします。

第 1 9 号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

団 体 名

代表者職・氏名

(署名又は記名押印をしてください)

電 話

浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付申請取下届

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた
浜松市はままつ夢基金事業費補助金（団体支援補助事業）について、下記のとおり交付申
請を取り下げたいので届け出ます。

記

1 事業名	
2 取下げ理由	

第 2 0 号様式

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市はままつ夢基金事業費補助金取下承認通知書

年 月 日付けで取下申請のあった浜松市はままつ夢基金事業費補助金
（団体支援補助事業）について、 年 月 日付け浜松市指令 第 号にて決定
した内容を申請のとおり取り下げることと決定いたします。

第 2 1 号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

団 体 名

代表者職・氏名

(署名又は記名押印をしてください)

電 話

浜松市はままつ夢基金事業費補助金実績報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号にて交付決定のあった浜松市はままつ夢基金事業費補助金（団体支援補助事業）について、事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事業の概要

① 事業名	
② 実施時期	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
③ 実施場所	
④ 対象	
⑤ 事業費総額 及び補助金 交付決定額	事 業 費 総 額 : 円 補助金交付決定額 : 円
⑥ 事業内容	

2 実施方法（どのように事業を実施したのか記入）

① 人員配置・ 役割分担	
② スケジュール	

3 目標と効果（その事業によって市民がどのような効果を受けたのかを記入）

① 事業の目標	
② 効果の 確認方法	
③ 目標達成の ための工夫	
④ 今後の展開	

（添付書類）

- ☐ 事業収支決算書（第 1 1 号様式）
- ☐ 領収書等の支出状況のわかる書類

第 2 2 号様式

第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで提出された浜松市はままつ夢基金事業費補助金（団体支援補助事業）について、実績報告書等の審査の結果、下記金額を浜松市はままつ夢基金事業費補助金として確定いたします。

記

[illegible]

請求書（概算払請求書）

金 額	金	百万	拾万	万	千	百	拾	円
						0	0	0

年 月 日付け 第 号により、補助金交付の確定（概算払承認）を受けた浜松市
はままつ夢基金事業費補助金（団体支援補助事業）について、下記のとおり請求します。

支 払 方 法	口 座 振替払	銀 行 信用金庫 農 協	本 店 支 店 支 所	当座預金 ・ 普通預金	第 号
------------	------------	--------------------	-------------------	-------------------	-----

口 座 名 義	
---------	--

上記の金額を請求します。

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所又は所在地

団 体 名

代表者職・氏名

電 話

第 2 4 号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地
団 体 名
代表者職・氏名
(署名又は記名押印をしてください)
電 話

浜松市はままつ夢基金事業費補助金概算払承認申請書

年 月 日付けで申請しました浜松市はままつ夢基金事業費補助金（団体
支援補助事業）について、交付決定の上は概算払をされたいため、併せて申請します。

記

1 金額 (※補助金交付申請額の 8割以内の金額を記入)	円
2 理由	
3 期日	

(添付書類)

☐ 資金状況調（第 2 5 号様式）

第 2 5 号様式

資金状況調

(単位：円)

月	収 入 (A)	備 考	支 出 (B)	備 考	差し引き (A)－(B)
合計					

第 2 6 号様式

第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市はままつ夢基金事業費補助金概算払承認通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市はままつ夢基金事業費補助金（団体支援補助事業）の概算払について、下記のとおり承認します。

記

1 概算払の額	円
2 概算払の時期	
3 精算期日	年 月 日

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定取消通知書及び返還命令書

年 月 日付け浜松市指令 第 号による浜松市はままつ夢基金事業費補助金の交付の決定（以下「本件決定」という。）（の一部）を、次のとおり、浜松市補助金交付規則（昭和 5 5 年浜松市規則第 1 7 号。以下「市交付規則」という。）第 1 7 条第 1 項に基づき取り消すとともに、市交付規則第 1 8 条第 1 項に基づき返還を命じます。

記

1 交付決定の取消し及び返還命令額

補助金名	交付決定（確定）額	取消し及び返還命令額
浜松市はままつ夢基金事業費補助金	円	円

2 取消し及び返還命令の根拠及び理由

3 返還期限

4 補助金返還、加算金及び延滞金

- (1) 市交付規則第 1 8 条第 1 項により、交付決定を取り消された場合は、既に交付された補助金を返還しなければならないとされています。別途発行する納入通知書により納付してください。
- (2) 市交付規則第 1 8 条の 2 第 1 項により、交付決定取消額とは別に加算金（補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した額）を納付する必要があります。
- (3) 補助金返還額が納期日までに納付されないときは、市交付規則第 1 8 条の 2 第 4 項により、遅延損害金（納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した額）を納付する必要があります。
- (4) なお、加算金及び遅延損害金は、交付決定の取消額が納付された後、改めて請求します。